

2016年4月27日作成 2017年3月2日改定  
個人事業主から法人へ 本当は怖い会社登記

担当講師：司法書士・行政書士 玉川 和

目的：これから起業する方、起業後1～3年目の方のため、会社登記の基礎知識を身に着けること。

## 0. 講師プロフィール

1975年11月、札幌市生まれ、北広島市育ち。

長時間労働などサラリーマン時代のつらい経験を経て、司法書士事務所の事務員をしながら、「人の痛みがわかる法律の専門家」になろうと決意。

事務員時代に担当した会社・法人登記は478件。

2015年9月、すずな司法書士行政書士事務所を開業し、「やわらか対応・きっちり仕事」をモットーに、頼れる「法律の町医者」を目指している。

## 1. 法人成りのメリット、デメリット

### メリット① 節税

個人事業主が払う所得税は、累進課税→所得が多いほど税率が上がる

法人が払う法人税は一定の税率 →所得が多くても同じ税率

つまり利益がある金額を超えれば、法人化した方が節税となる

資本金1000万円未満ならば、2年間消費税免税

例		個人事業主	会社	会社の社長	差 額
	売 上	1000万円	1000万円	—	0
なる 経 費 と の	自分に給料	—	600万円	600万円	0
	その他経費	400万円	400万円	—	0
	給与所得控除	—	—	174万円	174万円
	所得金額合計	600万円	0	426万円	-174万円
	所得税（法人税）	約70万円	0	約35万円	約-35万円
	住民税	約57万円	7万円	約40万円	約-10万円
	（個人）事業税	約16万円	0	—	約-16万円
	<b>会社を作った場合の所得税などの節税効果→</b>				<b>約-61万円</b>

※各種控除なし。基礎控除38万円（住民税33万円）のみもっとも高い税金計算をしている

※法人住民税の均等割は7万円で計算している

※原則、個人事業の場合、一定の業種（法定業種）で、一定の所得（290万円）を超える事業主は、「個人事業税」が別途課税（一部を除き一律5%）されるので、これを加味して計算している

出典：税理士関根俊輔著「個人事業と株式会社のメリット・デメリットがぜんぶわかる本 改訂版」（新星出版社）

### メリット②

信用力がアップする。融資が受けやすくなる。

### メリット③

事業承継、経営権譲渡のしやすさ

デメリット

コストが増える（登記のコスト・手間、会計・決算は個人事業主より法人の方が複雑）

※ただし上記の通り節税効果があるので、トータルではコストダウンになる場合も

## 2. どのタイミングで法人化したらいいのか？

ケースバイケースなので、税理士に相談

目安：3年目以降、月の利益50万円 or 年間売上1000万円

例外：取引先から法人化を求められた

法人化が営業許可の要件（介護事業など）

信用が第一の業種（売買が中心の不動産業等）

## 3. どんな法人形態がよいか？

これから設立するのであれば、次の3つがあります。

①株式会社 ②合同会社 ③一般社団法人

別紙「各法人形態別のメリット・デメリット」参照

## 4. 登記の基礎知識

(1) 設立登記後、どんな時に変更登記が必要？

別紙登記事項証明書サンプル参考。

①登記事項に変更があった場合

2週間以内に登記する義務があります（会社法915）。

②登記期間に遅れて登記してしまったら？

遅れても登記は可能。ただし登記懈怠<sup>けたい</sup>として過料<sup>かりょう</sup>という行政罰（会社法976）

→最大\_\_\_\_\_万円

③株式会社では12年、一般社団法人は3年以上、変更登記がない場合

事前に通知・公告の上、職権で解散登記が入れられる（会社法472、みなし解散）

→3年以内に会社継続（会社法473）or 清算して結了（会社法475）

④さらにみなし解散のまま清算結了せず放置したら？

・法人住民税（約7万円/年）がかかり続ける（税務署・市区町村に休業届を出さない限り）

(2) よく忘れられがちな登記

①株式会社、一般社団法人の役員任期忘れによる変更登記懈怠

②代表取締役、代表社員、代表理事の住所変更  
取締役、業務執行社員、理事の氏名変更

5. 最後に… (これから設立登記をする皆さんへ)

①よくある質問「会社設立登記は自分でできますか？」

→ネットのひな型を穴埋めすれば、形の上で書類までは作れる。ただし自己責任。

会社法：全979条

商業登記法：全148条

商業登記規則：全118条

先例・通達：多数

・ある程度、体系的な知識のある人のアドバイスがないと、金銭的、人的なコストが余計にかかるおそれ（設立登記の却下による開業遅延、補正のための手間・人件費、登記漏れ等による後からの変更等）

・登記に関する法令は年々変わる

例：平成27年2月～現在までで、役員変更登記に関するものだけで2回変更  
さらに平成28年10月にもう1回変わる見込み

②ネット広告でよく見る格安で設立登記手続きを受けている司法書士は？

全国から一つの業務を大量に受注＝「手続屋」→「保険」としての人脈にはならない

認定司法書士：簡易裁判所（訴額140万円まで）管轄の案件につき、和解交渉、訴訟の代理が可能。

③「会社設立します」と謳っている行政書士（兼税理士）は？

行政書士が関与できるのは、添付書類（定款等）の作成まで。申請は司法書士に外注 or 依頼者が自分で行う→申請まで行っている行政書士は違法。逮捕例もあり。

行政書士の試験科目に商業登記法はない。

行政書士兼税理士が行う無料 or 格安設立は、税理士顧問契約とセットであることが多い。

起業・経営の強い味方は、やっぱり地元の専門家です。

## 各法人形態別のメリット・デメリット

すずな司法書士事務所

		株式会社	合同会社	一般社団法人
登記費用	設立	報酬等 8万2000円～ 登免税 15万円～ 定款認証 約5万円 △定款印紙代 4万円 →計28万円～（見積） △定款印紙代は、電子署名を持っている司法書士に依頼すれば不要となる	報酬等 8万2000円～ 登免税 6万円～ △定款印紙代 4万円 →計14万円～（見積）	報酬等 8万2000円～ 登免税 6万円 定款認証 約5万円 △定款印紙代 4万円 →計19万円～（見積）
	組織変更	設立後、株式会社⇔合同会社への組織変更 報酬等 9万2000円～+登免税6万円～+官報 公告2万7000円～=計17万7000円～		公益社団法人以外には 変更できない
	役員変更	報酬等2万2000円+登録免許税1万円～=計3万3000円～		
	その他変更	商号、目的変更、本店移転等 報酬等2万2000円～+登免税3万円=計5万3000円～		
	解散・清算結了	報酬等6万6000円～+登免税4万1000円～=計11万円～(+官報公告料)		
メリット・デメリット	会社形態の 知名度・印象	◎ 最も多い会社形態で一般 にも浸透している	△ 平成18年に創設された ばかりで知名度も低い	○ 公益的目的の法人という 印象を与えられる
	役員名称 のわかり やすさ	◎ 「取締役」「代表取締役」 という言葉は一般にも浸 透している	△ 「業務執行社員」「代表社 員」などの言葉が一般顧 客にわかりづらい	○ 「理事」「代表理事」とい う言葉で通じる
	役員等の 任期	原則2年 定款により最長10年	定める必要なし	理事2年・監事4年 定款による伸長不可
	定款変更 のしやす さ（機動 性）	○ 原則として株主の <b>議決権</b> の3分の2以上の賛成で 定款変更が可能	△ 定款に別段の定めがなけ れば <b>社員全員</b> の同意によ る。機動性を持たせるに は、定款に工夫が必要	○ 原則として社員の <b>頭数</b> の 3分の2以上の賛成で定 款変更が可能
	外部から の出資の 募りやす さ	◎ 株主（出資者）と役員が 別でも構わないため、ベン チャー・キャピタルなど外 部資本を募りやすい	△ 原則、出資者＝業務執行 社員となるため、外部資 本を募りにくい	△ 営利目的での外部資本は 募りにくい。「理念に賛同 した人・企業からの寄付」 に近い募り方になる
	融資の受 けやすさ	◎	◎～○ 融資基準で株式会社との 差はなくなりつつある？	△ 保証協会が利用できない 場合あり
総評	拡張性◎。外部資本無しな ら機動性も○。家族以外の 役員も入れたい会社向き	大きな拡張を考えていな い、ペーパーカンパニー 又は一人・家族経営向き	公益性、非営利性のある 事業向き	

※報酬等…当事務所基準による報酬・諸費用（登記事項証明書、登記情報等取得費用）の合計（消費税別）

※設立登記キャンペーンは平成28年6月で終了しました。

※役員任期の伸長には登記費用・手間を減らせる反面、特定の役員を任期途中で辞めさせたい場合、正当事由（会社法339条）の有無につき、トラブルが発生するおそれもあります 例：歌手小林幸子事務所の専務解任事件

履歴事項全部証明書

株式会社（取締役非設置）

札幌市厚別区大谷地東八丁目7番6号

すこやかライフ株式会社

会社法人等番号	4300-01-054321
商号	すこやかライフ株式会社
本店	札幌市厚別区大谷地東八丁目7番6号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成18年5月10日
目的	1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業 2. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 4. 介護保険法に基づく施設サービス事業 5. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 6. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 7. 介護保険法に基づく介護予防支援事業 8. 健康食品の製造・販売 9. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。
役員に関する事項	取締役 赤城 康 取締役 白井 美代 札幌市厚別区大谷地東八丁目7番6-101号 代表取締役 赤城 康
登記記録に関する事項	設立 平成18年5月10日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（札幌法務局管轄）

平成28年3月23日

大阪法務局  
登記官

黒木 健

大阪法  
務局登  
記官印

履歴事項全部証明書

合同会社

北海道岩見沢市岡山町95番地

合同会社岩見沢商事

会社法人等番号	4300-03-00120	
商号	合同会社岩見沢商事	
本店	北海道岩見沢市岡山町95番地	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成20年4月1日	
目的	1. 飲食店 2. 不動産業 3. 建設業 4. 運送業 5. 貸金業 6. 産業廃棄物の運搬収集業 7. 古物商 8. 雑貨販売業 9. 労働派遣事業 10. イベントの企画・運営 11. 経営コンサルタント業 12. その他適法な一切の事業	
資本金の額	金10万円	
	金5万円	平成22年 6月30日変更 平成22年 7月15日登記
社員に関する事項	業務執行社員 一松 春助	平成22年 6月30日退社 平成22年 7月15日登記
	業務執行社員 二井原 夏美	
	業務執行社員 株式会社オータム	
	北海道岩見沢市幌向北五条四丁目 3番2号 代表社員 一松 春助	平成22年 6月30日辞任 平成22年 7月15日登記
	札幌市手稲区新発寒一条二丁目3 番4号 代表社員 株式会社オータム 北海道小樽市張碓町999番地 職務執行者 三島 秋菜	平成22年 6月30日就任 平成22年 7月15日登記
登記記録に関する事項	設立	平成20年4月1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成28年3月23日

札幌法務局  
登記官

四宮 冬彦

札幌法  
務局登  
記官印

履歴事項全部証明書

一般社団法人

札幌市中央区南二条西三丁目4番57号札幌パールビル5階  
一般社団法人札幌リラクセーション業協会

会社法人等番号	4300-05-007531
名称	一般社団法人札幌リラクセーション業協会
主たる事務所	札幌市中央区南二条西三丁目4番57号札幌パールビル5階
公告をする方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
法人成立の年月日	平成26年1月5日
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、リラクセーションの施術を通じて国民の健康を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リラクセーション施術者の育成、セミナーの実施</li> <li>2. リラクセーション店の経営コンサルタント</li> <li>3. サプリメント、健康食品の製造・販売</li> <li>4. 生命保険の募集に関する業務</li> <li>5. 前各号に附帯する一切の事業</li> </ol>
役員に関する事項	<p>理事 朴 轍潤</p> <p>理事 周 香蘭</p> <p>理事 ブライアン・スミス</p> <p>北海道石狩市花川南一条九丁目七番5号</p> <p>代表理事 朴 轍潤</p> <p>監事 鈴木 優子 (高橋 優子)</p>
理事会設置法人に関する事項	理事会設置会社
監事設置法人に関する事項	監事設置会社
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">平成26年1月5日登記</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成28年3月23日

札幌法務局  
登記官

四宮 冬彦

札幌法  
務局登  
記官印

## 特典いろいろ★すずな司法書士事務所の

# 会社設立

「設立登記って自分でできるの？」・・・よく聞く質問です。

設立登記は、法務局に通って相談員に相談したり、ハウトゥー本に載っているひな形を真似れば、手続について**だけ**はわかりますので、時間と労力はかかりますが、書類を作って申請するところまではたどり着けます。

しかし前提知識としての会社法（全979条）、商業登記法（全148条）、商業登記規則（全118条）をおさえずに設立すると、さまざまな問題や余計な費用が発生するおそれがあります。

**会社設立はゴールではなくて、スタート。**会社設立の専門家である司法書士に依頼し、これらの**体系的な知識**を踏まえたアドバイスを受ける方が賢明です。

### 当事務所の会社設立の特徴

#### 1. 先々の経営を見据えた定款作り・ご提案

目先の設立登記が通ることだけでなく、相談者の話をよく聞いた上で、先々の経営を見据えた定款作り、会社形態選択などのご提案を心がけています。

#### 2. 「札幌起業経営ネットワーク」との連携で、経営者をワンストップサービスで支援

会社・法人経営には、許認可申請、法務、会計、節税、資金調達、労務、債権回収、事業承継など、様々な分野の専門家の知識が必要になってきます。

当事務所は、「札幌起業経営ネットワーク」と連携しており、フットワークの軽い若手の地域密着型の弁護士、税理士、社労士の協力が得られる体制になっています。

#### 3. 依頼者特典いろいろ。設立後に必要な情報もふんだんにご提供

特典1 登記後の各種届出ももれなくご案内。パンフレット「**会社設立をしたあなたへ**」

特典2 うっかり忘れの過料を防止。役員任期お知らせサービス「**リマインド**」※1

特典3 備置義務あり。変更登記時にも必要な「**株主名簿**」作成※2

特典4 4万円の印紙貼付が不要に。設立時「**定款の電子化**」

特典5 毎年必要、お忘れなく。「**定時総会議事録**」のひな形

特典6 会社と社長のお金はキッチリ分ける。「**役員報酬承認議事録**」のひな形

特典7 個人から法人成りの際は必須。「**利益相反行為承認議事録**」のひな形

特典8 自宅兼事務所の場合は必須。「**使用貸借契約書**」「**賃貸借契約書**」のひな形

特典9 縁起でもない？でも大切です。社長のための「**遺言書**」文例集

特典10 定款・登記を定期的に見直します。「**アフターフォロー**」

※1 合同会社等、役員任期のない会社は対象外

※2 株式会社のみ



〒061-1104 北広島市西の里北4丁目6番地5

**すずな司法書士行政書士事務所**

司法書士・行政書士 玉川和

TEL : 080-3716-4241 FAX : 011-351-5590

URL : <http://suzuna-office.com/>



# 役員任期無料お知らせサービス「リメインど」

突然ですが、会社・法人経営者の皆さん。

「**オバマ元大統領はスーツを2種類しか持っていなかった**」という話をご存知でしょうか？

これはなぜかと言いますと、一国の首相ともなれば毎日のようにたくさんの重大なことを決めなければならない立場にあるので、スーツの選択肢をできるだけ少なくして、余計な神経や時間を使わないようにしようという理由からです。

ところで会社経営者の皆さんも、**毎日のようにたくさんの重大なことを決めなければならない**立場にあります。

売上のこと、商品・サービス管理のこと、従業員のこと・・・。

では当事務所として、会社経営者の皆さんができるだけ余計なことを考えず、そうした重大な決断に神経と時間を集中できるようお手伝いできることはないかと考えました。

そこでご紹介したいのが、役員任期無料お知らせサービス「**リメインど**」です。

会社・法人の役員（※1）は、原則として2年（※2）で任期満了となり、新しい役員を選任して、登記しなければなりません。

たとえ前回の任期と全く同じ役員が選ばれたとしても、この登記は必要です。

そして就任後、2週間以内に登記をしなければ、**登記懈怠**と言って、**過料**という行政罰の対象となります（会社法第976条）。

この過料、何と**最大100万円**です。

せっかく営業努力して稼いだお金が、うっかり登記を忘れていたために取られてしまう・・・。**こんなもったいないことはありません！**

当事務所では、この「リメインど」をご利用の会社・法人に対して、役員任期満了が近くなりましたら、お知らせさせていただきます。

またその際、当事務所に役員変更登記をご依頼いただくかどうかは任意です。

つまり御社にとって、**デメリットになる要素は、まずない**と言っていいと思います。

これを機に、役員任期管理の手間と時間をアウトソーシングしてしまいましょう。

**利用規約・申込書は裏面をご覧ください➡**

※1 次の形態の会社・法人役員には任期はありません。

特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社

※2 株式会社の場合は10年まで伸長可能です。



〒061-1104 北広島市西の里北4丁目6番地5

**すずな司法書士行政書士事務所**

司法書士・行政書士 **玉川和**

TEL: 080-3716-4241 FAX: 011-351-5590

URL: <http://suzuna-office.com/>

役員任期無料お知らせサービス「リ mainland」

■利用条件

1. 以下の書類を、メール、郵送、FAX等でご提供いただくこと
  - ①登記事項証明書（又は登記情報）
  - ②定款
  - ③株主名簿（又は株主の住所・氏名・持株数の情報）  
（全てコピーでOKです。書類が見当たらない場合はご相談ください。）
2. 役員任期に影響する定款変更（下記）や、商号や本店、電話番号、メールアドレスの変更があった場合、当事務所にお知らせいただけること  
※下記の例にかかわらず、定款変更するたびに新しい定款をご提出いただくのが無難です。

役員任期に影響する定款変更の例

- ①役員任期規定の変更・設定・廃止
- ②事業年度の変更
- ③全部又は一部の株式つき譲渡制限を廃止する変更
- ④指名委員会等設置会社の定めの設定・廃止
- ⑤監査等委員会設置会社の定めの設定・廃止
- ⑥その他、役員任期に影響する定款規定（法律改正によるものも含む）

3. 当事務所からのニュースレター、年賀状等の発送にご同意いただけること

■免責事項

1. 利用条件を満たさなかった場合、正確なお知らせができかねる場合があります
2. 当事務所の司法書士が廃業・死亡した場合、このサービスは終了します

----- 申 込 書 -----  
すずな司法書士事務所 御中

当社は上記利用条件及び免責事項に同意した上で、役員任期無料お知らせサービス「リ mainland」に申し込みます。

本店・主たる事務所 -----

商 号 ・ 名 称 -----

代 表 者 ----- 印

郵送での送り先 : 〒061-1104 北広島市西の里北4丁目6番地5  
すずな司法書士事務所  
司法書士 玉川 和

FAXでの送り先 : 011-351-5590

メールでの送り先 : tamagawa\_n@yahoo.co.jp

申込書送付時、①登記事項証明書又は登記情報 ②定款 ③株主名簿又は株主の住所・氏名・持株数の情報を添付してください。紛失の場合は空欄にその旨をご記入ください。

## 御見積書

株式会社

様

〒 061-1104

北海道北広島市西の里北 4 丁目 6 番地 5

すずな 司法書士 事務所  
行政書士

司法書士・行政書士 玉川 和

電 話： 011-555-7717

F A X： 011-351-5590

下記の通り御見積り申し上げます。

合 計 金 額	発 行 日	処 理 番 号
金 280,000 円	平成 29 年 3 月 2 日	170016

	種 別	件	報 酬 額	登録免許税又は印紙税等
手 続 の 処 理 ・ 書 類 の 作 成 等	株式会社設立登記	1	82,000	150,000
	特別値引	1	△ 1,543	
		小 計	①	80,457
そ の 他 の 費 用	定款認証		50,300	受託番号
				～
				受託日
	小 計	③	50,300	
	合 計 額 ①+②+③	④	280,757	事件番号
	消 費 税 額 ①×8/100	⑤	6,436	
	源 泉 所 得 税 額 (①-10,000円) ×10.21/100	⑥	7,193	
	差 引 受 領 額 ④+⑤-⑥		280,000	
	前受金の精算日 預り日	預り金額	円	差引金 円
備 考	見積条件：札幌法務局管内を本店とする発起設立。遠方（石狩支庁+小樽市以外）出張無し。設立と同時に支店・支配人設置無し。資本金1000万円以内。現物出資無し。謄本・印鑑証明書各1通込。 見積有効期限：平成29年3月31日まで			

お振込の場合は、下記の口座をお願いします。

北洋銀行 西の里支店 普通 3022471 シホウシヨシ タマガワ ノドカ

恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担でお願いします。

必要書類受領、登記費用のお支払完了後、申請させていただきます。

## 御見積書

合同会社

様

〒 061-1104

北海道北広島市西の里北4丁目6番地5

すずな 司法書士 事務所  
行政書士

司法書士・行政書士 玉川 和

電話：011-555-7717

FAX：011-351-5590

下記の通り御見積り申し上げます。

合計金額	発行日	処理番号
金 140,000 円	平成 29 年 3 月 2 日	170016

	種 別	件	報 酬 額	登録免許税又は印紙税等
手 続 の 処 理 ・ 書 類 の 作 成 等	合同会社設立登記	1	82,000	60,000
	特別値引	1	△ 1,236	
		小 計	①	80,764
そ の 他 の 費 用				受託番号
				～
				受託日
	小 計	③		
	合計額 ①+②+③	④	140,764	事件番号
	消費税額 ①×8/100	⑤	6,461	
	源泉所得税額 (①-10,000円) ×10.21/100	⑥	7,225	
	差引受領額 ④+⑤-⑥		140,000	
	前受金の精算日 預り日	預り金額	円	差引金 円
備 考	見積条件：札幌法務局管内を本店とする設立。遠方（石狩支庁+小樽市以外）出張無し。設立と同時に支店・支配人設置無し。資本金1000万円以内。現物出資無し。謄本・印鑑証明書各1通込。 見積有効期限：平成29年3月31日まで			

お振込の場合は、下記の口座をお願いします。

北洋銀行 西の里支店 普通 3022471 シホウシヨシ タマガワ ノドカ

恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担でお願いします。

必要書類受領、登記費用のお支払完了後、申請させていただきます。

## 御見積書

一般社団法人

様

〒 061-1104

北海道北広島市西の里北 4 丁目 6 番地 5

すずな 司法書士 事務所  
行政書士

司法書士・行政書士 玉川 和

電 話： 011-555-7717

F A X： 011-351-5590

下記の通り御見積り申し上げます。

合 計 金 額	発 行 日	処 理 番 号
金 190,000 円	平成 29 年 3 月 2 日	170016

	種 別	件	報 酬 額	登録免許税又は印紙税等
手 続 の 処 理 ・ 書 類 の 作 成 等	一般社団法人設立登記	1	82,000	60,000
	特別値引	1	△ 1,543	
		小 計	①	80,457
そ の 他 の 費 用	定款認証		50,300	受託番号
				～
				受託日
	小 計	③	50,300	
	合 計 額 ①+②+③	④	190,757	事件番号
	消 費 税 額 ①×8/100	⑤	6,436	
	源 泉 所 得 税 額 (①-10,000円) ×10.21/100	⑥	7,193	
	差 引 受 領 額 ④+⑤-⑥		190,000	
	前受金の精算日 預り日	預り金額	円	差引金 円
備 考	見積条件：札幌法務局管内を主たる事務所とする設立。遠方（石狩支庁+小樽市以外）出張無し。設立と同時に従たる事務所設置無し。謄本・印鑑証明書各 1 通込。 見積有効期限：平成29年3月31日まで			

お振込の場合は、下記の口座をお願いします。

北洋銀行 西の里支店 普通 3022471 シホウシヨシ タマガワ ノドカ

恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担でお願いします。

必要書類受領、登記費用のお支払完了後、申請させていただきます。